

鹿 児 島 県 公 報

平成29年12月26日（火）第3378号の3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	告 示	
○給与等の支払事務に関する規則の一部を改正する規則（※）		（総務事務センター取扱い） 1
○保安林の指定の解除		（森づくり推進課取扱い） 1
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止		（介護福祉課取扱い） 2
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（3件）		（水産振興課取扱い） 2
○道路の区域の変更（2件）		（道路維持課取扱い） 3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止		（北薩地域振興局取扱い） 3
公 安 委 員 会 告 示		
○遊技機の型式の検定の告示		（生活安全企画課取扱い） 4
県立病院局企業管理規程		
○県立病院局組織規程の一部を改正する規程（※）		（県立病院課取扱い） 4
○鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（※）		（県立病院課取扱い） 4

規 則

給与等の支払事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第56号

給与等の支払事務に関する規則の一部を改正する規則

給与等の支払事務に関する規則（昭和47年鹿児島県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定にかかわらず、給与支給明細書又は期末勤勉手当支給明細書の職員への送付は、職員が給与支給明細書又は期末勤勉手当支給明細書に記載された事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置をとる方法により行うことができる。

別記第1号様式中「規格B4判（短片）」を削り、「昭和 年度支払請求内訳書」を「年度支払請求内訳書」に、「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。ただし、別記第1号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第1215号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により，次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所
熊毛郡屋久島町安房字中之道1830番1から1830番3まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿児島県告示第1216号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により，指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
生き生きサポートキット居宅介護支援事業所	南さつま市加世田ハーモニー15番地1	株式会社キット	南さつま市加世田ハーモニー15番地1	中山 秀次	平成29年11月30日	居宅介護支援

鹿児島県告示第1217号

阿久根市赤瀬川4328番地15 倉津清俊及び阿久根市波留6254番地 倉津正治からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 阿久根市阿久根区域（阿久根市の地区のうち阿久根市黒之浜区域，阿久根市折口区域，阿久根市大川区域及び阿久根市西目区域を除く地区）
- 2 区分 主としてごち網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第1218号

南さつま市坊津町坊6328番地9 竹内文也及び南さつま市坊津町坊9299番地5 岩崎俊一からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 南さつま市坊泊区域（坊泊漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主としてさば釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第1219号

熊毛郡屋久島町中間774番地 岩川武光及び熊毛郡屋久島町栗生1806番地 岡留修己からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は，同項

に規定する要件に適合すると認める。

平成29年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 屋久島町栗生区域（熊毛郡屋久島町小島，平内，湯泊，中間及び栗生の地区）
- 2 区分 主として沿岸一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第1220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成29年12月26日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	郷戸市来線	いちき串木野市川上字黒岩平3215番2地先から同市川上字ヲトロシ坂3204番7地先まで	前	3.2～41.7	385.5
			後	9.2～43.8	380.0

鹿児島県告示第1221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成29年12月26日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	郷戸市来線	いちき串木野市川上字赤井ヶ谷口3171番地先から同市川上字山ノ神ヶ宇都3195番4地先まで	前	5.0～10.7	260.0
			後	6.6～14.2	260.0

北薩地域振興局告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により，指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成29年12月26日

北薩地域振興局長 中堂蘭哲郎

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
希望村	阿久根市山下52番地2	株式会社希望村	阿久根市山下52番地2	赤瀬 雅恵	平成29年11月30日	就労継続支援A型
多機能型事業所「もも&m o r e」	出水市下鯖町2141番地	株式会社桃和	出水市下鯖町2141番地	百澤 和広	平成29年12月1日	就労継続支援A型

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第138号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年12月26日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR金の花満開ZAST	株式会社ソフィア	7P1444
ぱちんこ遊技機	CRモンキーターン4SG1	株式会社ソフィア	7P1508
ぱちんこ遊技機	CR哲也3BZ	株式会社大一商会	7P1493
ぱちんこ遊技機	CRエヴァンゲリヲン12Y	株式会社ビスティ	7P1569
回胴式遊技機	パチスロ マイケル・ジャクソンA	株式会社三共	7S1461
回胴式遊技機	SLOTバックマン/DS	株式会社メーシー	7S1421
回胴式遊技機	沖ドキ！バケーションNN	株式会社アクロス	7S1499

県立病院局企業管理規程

県立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年12月26日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県県立病院局企業管理規程第7号

県立病院局組織規程の一部を改正する規程

県立病院局組織規程（平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表中

循環器内科部長	循環器内科診療等に関する事務	を
第一循環器内科部長		
第二循環器内科部長		

循環器内科部長	循環器内科診療等に関する事務	に改める。
---------	----------------	-------

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

.....

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年12月26日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県県立病院局企業管理規程第8号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第8条中「179,500円」を「180,000円」に、「159,100円」を「159,500円」に改める。

別表第1の2を次のように改める。

別表第1の2（第3条関係）

医療職給料表（四）

職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	161,800	189,300	237,900
2	163,200	191,500	239,700
3	164,700	193,600	241,500
4	166,100	195,600	243,300
5	167,600	197,700	244,700
6	169,100	200,000	246,000
7	170,600	202,300	247,200
8	172,100	204,600	248,500
9	173,400	207,000	249,500
10	175,100	208,400	250,600
11	176,700	209,800	251,500
12	178,200	211,100	252,400
13	179,700	212,500	253,700
14	181,700	214,000	254,800
15	183,700	215,500	255,600
16	185,700	216,700	256,600
17	187,900	218,100	257,300
18	190,000	219,600	258,200
19	192,200	221,100	259,200
20	194,300	222,600	260,200
21	196,400	224,000	261,100
22	198,600	225,800	262,100
23	200,800	227,500	263,000
24	203,000	229,200	264,000
25	205,000	230,600	265,200
26	206,300	232,300	266,500
27	207,600	234,000	267,700
28	208,900	235,700	268,900
29	210,100	237,300	270,100
30	211,300	238,700	271,600
31	212,600	240,000	273,200
32	213,800	241,100	274,600
33	215,100	242,300	276,200
34	216,400	243,400	277,700
35	217,700	244,300	279,000
36	219,000	245,400	280,300

37	220,400	246,500	281,900
38	221,800	247,600	283,300
39	223,100	248,500	284,800
40	224,500	249,600	286,200
41	225,600	250,200	287,700
42	227,000	251,100	289,200
43	228,400	252,000	290,700
44	229,800	252,900	292,300
45	231,000	253,700	293,600
46	232,400	254,700	295,100
47	233,700	255,600	296,600
48	235,000	256,600	298,100
49	236,000	257,600	299,300
50	237,100	258,800	300,600
51	238,100	260,100	301,800
52	239,200	261,300	303,200
53	240,300	262,400	304,600
54	241,400	263,900	305,900
55	242,400	265,300	307,300
56	243,400	266,700	308,700
57	244,200	268,300	309,600
58	245,200	269,900	310,800
59	245,900	271,400	312,000
60	246,900	272,900	313,400
61	247,800	274,300	314,500
62	248,800	275,800	315,800
63	249,600	277,300	317,100
64	250,600	278,600	318,300
65	251,500	280,100	319,600
66	252,500	281,600	320,900
67	253,600	283,100	322,200
68	254,500	284,600	323,500
69	255,300	285,700	324,200
70	256,400	287,200	325,300
71	257,500	288,700	326,400
72	258,700	290,100	327,300
73	260,200	291,200	328,700
74	261,500	292,600	329,400
75	262,800	293,800	330,500
76	264,000	295,200	331,700

77	265,000	296,600	332,800
78	266,100	297,900	334,000
79	267,400	299,100	335,100
80	268,600	300,400	336,300
81	269,600	301,000	337,400
82	270,600	302,200	338,500
83	271,700	303,300	339,500
84	272,800	304,500	340,600
85	273,600	305,600	341,500
86	274,500	306,800	342,500
87	275,600	308,000	343,400
88	276,700	309,100	344,400
89	277,600	310,400	345,400
90	278,500	311,600	346,200
91	279,300	312,800	347,000
92	280,300	314,000	347,800
93	281,200	314,800	348,400
94	282,200	315,500	349,000
95	283,100	316,200	349,700
96	284,100	316,800	350,300
97	284,800	317,500	350,700
98	285,600	317,800	351,100
99	286,200	318,400	351,600
100	287,100	319,100	352,000
101	287,900	319,500	352,500
102	288,700	320,100	352,900
103	289,500	320,700	353,400
104	290,300	321,300	353,800
105	291,000	321,700	354,100
106	291,500	322,200	354,600
107	292,000	322,700	355,000
108	292,500	323,200	355,300
109	292,700	323,600	355,800
110	293,000	324,000	356,300
111	293,200	324,300	356,800
112	293,600	324,600	357,300
113	293,900	325,000	357,800
114	294,200	325,400	358,300
115	294,600	325,800	358,800
116	294,900	326,100	359,200

117	295,200	326,300	359,600
118	295,500	326,600	360,000
119	295,800	327,000	360,500
120	296,200	327,200	361,000
121	296,500	327,400	361,400
122	296,900	327,700	361,900
123	297,200	328,000	362,400
124	297,600	328,300	362,900
125	297,800	328,600	363,300
126	298,000	328,900	
127	298,300	329,300	
128	298,700	329,500	
129	298,900	329,600	
130	299,200	329,900	
131	299,600	330,300	
132	300,000	330,500	
133	300,200	330,800	
134	300,500	331,200	
135	300,900	331,600	
136	301,200	332,000	
137	301,400	332,300	
138	301,700	332,700	
139	302,100	333,100	
140	302,400	333,500	
141	302,600	333,800	
142	303,000	334,200	
143	303,400	334,500	
144	303,700	334,900	
145	303,800	335,200	
146	304,100	335,600	
147	304,400	336,000	
148	304,800	336,400	
149	305,000	336,700	
150	305,200	337,100	
151	305,500	337,500	
152	305,800	337,900	
153	306,200	338,200	
154	306,400		
155	306,600		
156	306,900		

157	307,200		
158	307,500		
159	307,800		
160	308,100		
161	308,500		
162	308,800		
163	309,100		
164	309,400		
165	309,800		
166	310,100		
167	310,400		
168	310,700		
169	311,100		

別表第8アの表別表第7アに掲げる職の項中「116,900円」を「117,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成29年12月26日から施行し、改正後の鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与（鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成27年鹿児島県立病院局企業管理規程第5号。以下この項において「平成27年改正規程」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与規程の規定による給与（平成27年改正規程附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。